

〈大磯町内事業者様対象〉

「大磯港賑わい創出施設」

～ 農水産物等出品者募集要項 ～

【1】募集目的

2020 年秋のオープンを目指し整備が進む「大磯港賑わい創出施設」は、大磯港及び周辺地域一帯を国土交通省の制度である「みなとオアシス」として、大磯町の周遊型観光の拠点に位置づけられる施設です。

漁協施設、地域特産物等を扱う物品販売施設・飲食提供施設を備えた「賑わい交流施設」に、町内の事業者の皆様幅広く参画いただくことで、人や情報の交流からなる賑わいの創出を図り、マチナカの活性化へとつなげていくものとします。

【2】施設概要

施設名称：大磯港賑わい創出施設

所在地：神奈川県中郡大磯町大磯 1398 番地 6

施設内容：地域交流施設、飲食提供施設、地域農水産物等物品販売施設他

設置者：大磯町

管理運営：株式会社田園プラザ川場（指定管理者制度による）

【3】出品要領

出品を希望される方は、次項の要件を満たしていることを確認のうえお申し込みください。

指定管理者が、出品者として登録するかどうかを審査により決定します。

- ① 出品者として登録することを決定したのち、出品商品を審査により決定します。
- ② 出品商品の陳列場所は、指定管理者に一任するものとします。
- ③ 出品商品の陳列方法は、指定管理者と出品者が事前協議のうえ決定します。
- ④ 指定管理者が出品者から販売の委託を受ける委託販売方式とし、販売代金から販売手数料等を差し引いた金額を出品者にお支払いいたします。指定管理者は、出品商品の仕入れ、買い取りはいたしません。
- ⑤ 出品商品の品質管理（賞味期限等）、品質表示等（法律で定める表示）については、出品者の責任とします。
- ⑥ 指定管理者から、出品にあたり必要な書類を求められた場合は、指示に沿って提出いただきます。

【4】 出品者の要件

商品として登録するにあたり、下記すべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 大磯町内に主たる事業者がある法人または町内の個人事業主であること。
- (2) 次項の要件を満たした商品の出品が可能であること。
- (3) 「大磯港賑わい創出施設」への出品商品の搬入、搬出が自らできること。
- (4) 出品商品の搬入について指定管理者の要請期限に応じられること。

【5】 出品商品の要件

大磯町で水揚げ、生産、加工、企画、開発、または原材料の調達が行われ、「地場産品」として販売できる商品を原則として、下記の対象品目と出品条件により審査のうえ決定します。

対象品目	出品条件
食品全般	品質管理（賞味期限等）、品質表示等（法律で定める表示）が的確になされている以下いずれかの食品（水産物を除く） ①保健所の許可を受けた施設において出品者自らで製造 ②出品者が調達した原材料により、保健所の許可を受けた施設を保有する他事業者により製造を委託 ③必要に応じて出品者が仕入れること
お土産品	地域特性が感じられるお土産品
季節商品	時期、季節などの特定期間や特定日に需要が見込める商品
その他	その他運営上、特に必要と認めたもの

【6】 販売価格の設定

- ①販売価格は出品者が自由に設定できるものとします。
- ②消費税の取り扱いの外税方式とします。
- ③販売価格が市場価格等と比較して著しく均衡を欠く場合には、出品者に対して価格の是正を求めることがあります。

【7】 販売手数料及びその決済

- ①販売手数料等は下表の通りとさせていただきます。

販売手数料	農水産物	販売手数料率	: 15%
	農水産物（冷蔵・冷凍品）	販売手数料率	: 20%
	非食品を含む特産品	販売手数料率	: 20%

※販売手数料の算出にあたり、1円未満の端数は切り捨てとします。

【8】 出品商品の搬出入、売れ残り品の取り扱い

- ①商品の搬入、補充、引き取りについては、原則として直売所の担当者の指示のもと、指定時間内に出品者自らが行うものとします。
- ②商品の検品については、出品者が責任をもって行うものとします。
- ③出品者不明の商品、不良品、販売適期を過ぎた商品について、期間内に引き取りがない場合は直売所が処分することができるものとします。
- ④商品の盗難、紛失について原則として直売所では責任を負わないものとします。

【9】 販売状況の通知

追加搬入や以降の搬入数量の判断に役立てるため、販売状況を E メールでお知らせするメール配信システムを導入いたします。希望される出品者は、出品者登録申込書にメールアドレスをご記入ください。

【10】 その他

- ①展示品、出品商品の管理については指定管理者が注意を払いますが、万一、商品の盗難等が生じた場合、指定管理者は一切の責任を負いません。
- ②出品商品について、出品者から指定管理者へあらかじめ通達されていない瑕疵が認められた場合、出品者はただちに代金の減額、または修理並びに購入客がこうむった損害につき、賠償の責任を負うものとします。
- ③出品商品の瑕疵に関して、当販売コーナーにおいてクレームや事故が発生した場合は、指定管理者は当該事業者と協議し速やかに対応するものとします。その際に発生した費用（前号の損害等を含む）については、当該事業者が直接負担するか、または指定管理者が当該事業者にその負担を求めることができることとします。
- ④出品者が本要項に違反していると認められるとき、また、出品商品の販売状況によっては指定管理者が改善勧告をし、または出品を取り下げることがあります。
- ⑤施設において開催されるイベント等及びその他運営等においては、積極的にご協力をお願いいたします。

【11】 申込方法

①申込受付期間

受付期間は当面設定せず、随時受付いたします。

②申込方法

出品を希望する方は、以下の書類を揃え下記宛に郵送または FAX にて提出ください。

- (1) 出品者登録申込書（様式第 1 号・様式第 3 号）
- (2) 出品明細書（様式第 2 号）
- (3) 加工食品の場合、食品表示（名称、原材料名、内容量等）が明記された商品の現物または

写真

※提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③お申し込み及びお問い合わせ先

指定管理者：株式会社田園プラザ川場

〒378-0111 群馬県利根郡川場村菰室 385

TEL：0278-52-3711 FAX：0278-52-3713

E-mail：info@oiso-nigiwai.com 担当：川島

【12】出品者登録可否の通知

- ①募集期間内に申込書類を受領し、かつ書類に不備がない場合には、書面またはお電話にてご連絡いたします。
- ②審査内容、登録可否決定の内容に関するお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。
- ③事業者登録及び出品が決定しましたら、指定管理者と販売委託契約を結んでいただきます。